

第4編 伊那中央行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

伊那中央行政組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

昭和41年12月8日

条例第18号

改正 平成10年4月1日 条例第1号
平成18年3月31日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第6項の規定により、職員が給与を受けながら、職員団体のための業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

(準用規定等)

第2条 職員団体のための職員の行為の制限の特例等については、伊那市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（平成18年伊那市条例第35号）を準用し同条例中「伊那市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。